

令和4年度毛呂山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	32,900人	11,231,843 千円	430,024 千円	1,932,122 千円	17.2%	14.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

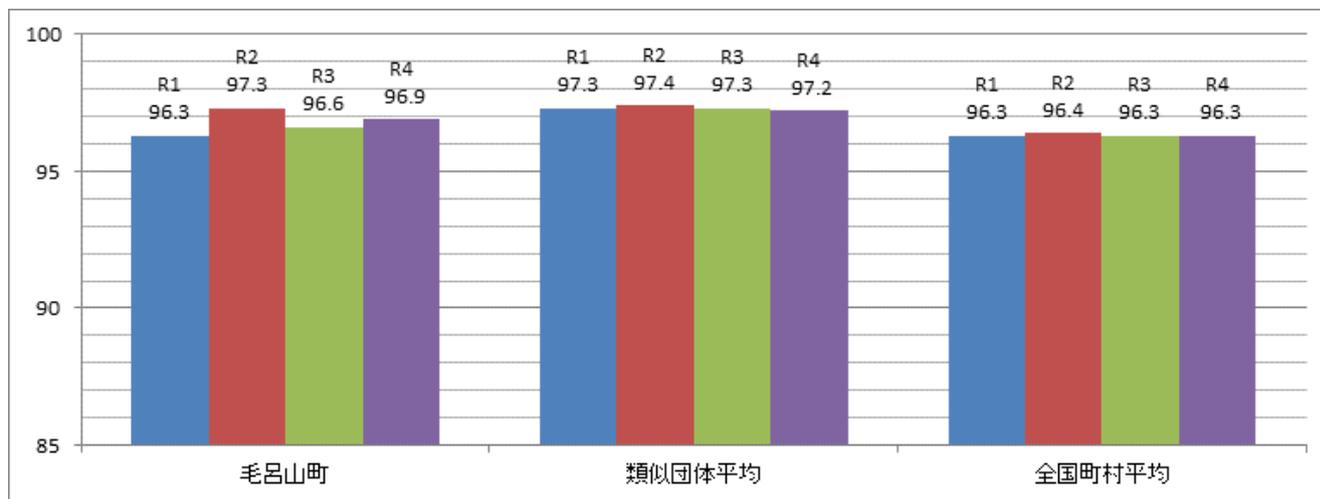
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	220人	848,159 千円	137,659 千円	325,473 千円	1,311,291 千円	5,628 千円	5,730 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

(支給割合) 国基準 3% に対し、毛呂山町においても 3% を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日時点で実施しているため、見直しなし。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 1 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.9% 引下げ。激変緩和のため、2 年 3 か月間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③ その他の見直し内容

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
毛呂山町	41.4歳	311,681円	348,746円	343,899円
埼玉県	41.9歳	317,883円	413,865円	366,168円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.3歳	303,712円	368,373円	337,556円

② 技能労務職

なし。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区 分		毛呂山町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	191,664円	182,200円
	高校卒	154,900円	157,333円	150,600円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和４年４月１日現在）

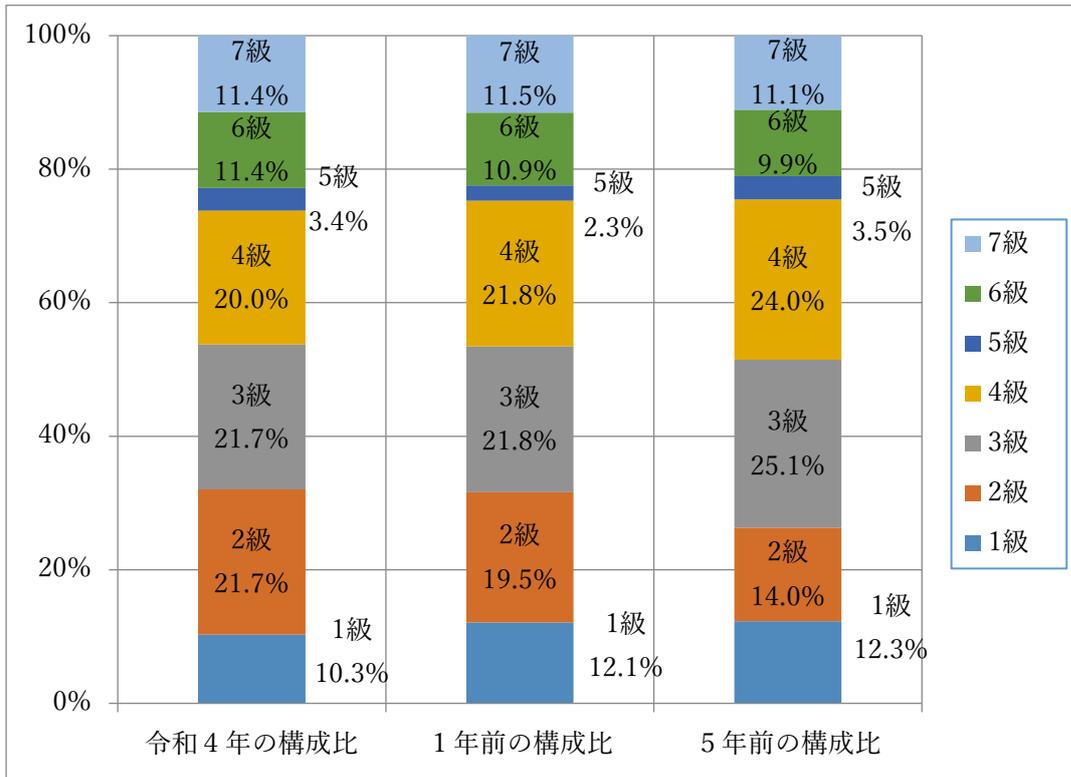
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,450円	349,467円	364,160円	422,167円
	高校卒	223,200円	337,300円	342,750円	338,800円

３ 一般行政職の級別職員数等の状況

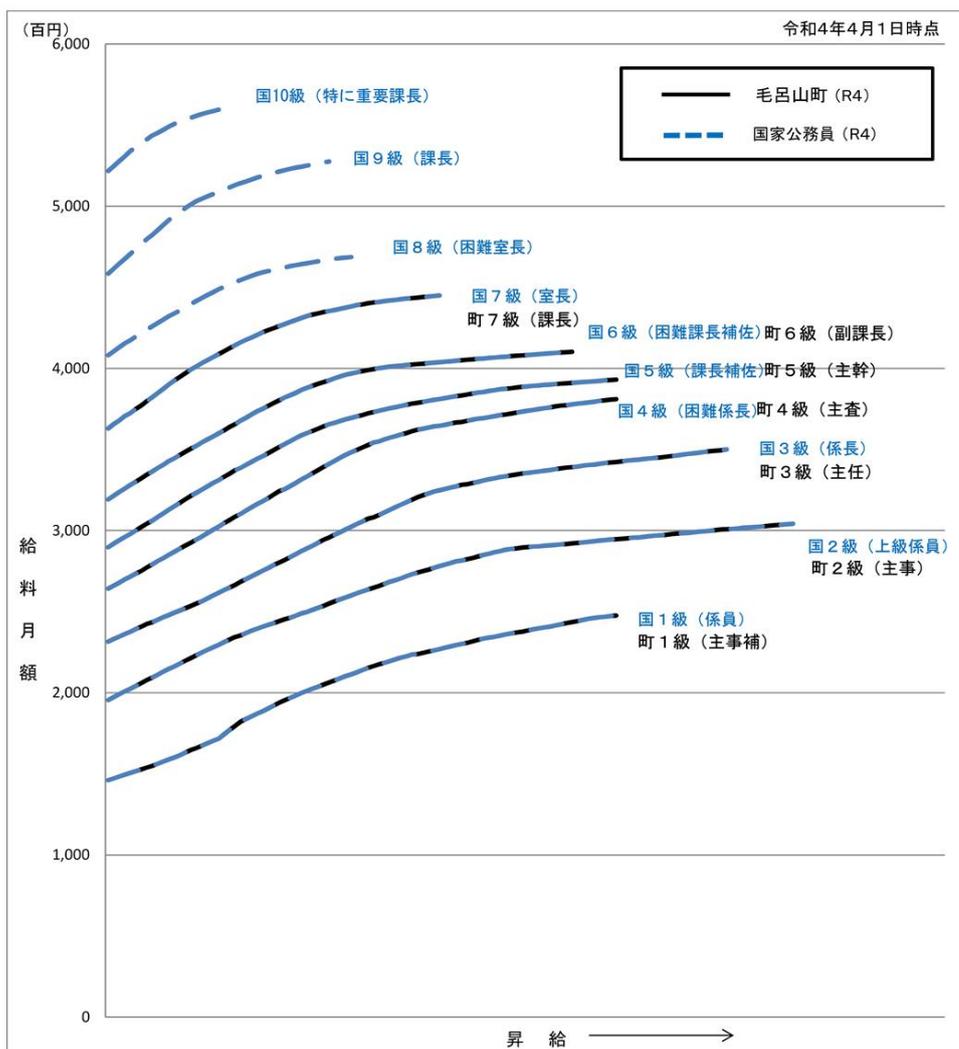
（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	18人	10.3%	146,100円	247,600円
2 級	主事	38人	21.7%	195,500円	304,200円
3 級	主任	38人	21.7%	231,500円	350,000円
4 級	主査・係長	35人	20.0%	264,200円	381,000円
5 級	主幹	6人	3.4%	289,700円	393,000円
6 級	副課長	20人	11.4%	319,200円	410,200円
7 級	課長	20人	11.4%	362,900円	444,900円

- （注） 1 毛呂山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（毛呂山町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

毛呂山町	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（3年度） 1,379千円	1人当たりの平均支給額（3年度） 1,617千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20％ ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（毛呂山町）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和7年6月		令和7年6月	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

毛呂山町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 757千円 21,359千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		26,763千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		112,924円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	3%	237人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫業務手当	福祉課 保健センター	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき	0千円	日額 500円
		感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理に従事したとき		
		伝染性疾病の病原体を保有する家畜又は伝染性疾病の病原体を保有する疑いのある家畜に対する防疫に従事したとき		
行旅病人、同死亡人等処置手当	福祉課	行旅病人、同死亡人、変死人の処置に従事したとき	0千円	行旅病人 1回2,000円 死亡人、変死人 1回3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	33,113千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	176千円
支給実績（2年度決算）	27,943千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	149千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 満16～22歳の子に対する加算 月額5,000円	同	同	20,512千円	235,770円
住居手当	借家居住者 月額の家賃が月額16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額28,000円	同	同	11,169千円	293,921円
通勤手当	交通機関等を利用（2km以上） 運賃等相当額 （1月あたり月額55,000円を限度） 交通用具を使用（2km以上） 距離に応じた額 （月額2,000円～31,600円）	同	同	9,410千円	61,503円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に次の月額を支給 参事 55,000円 課長 50,000円 専門員 40,000円 副課長 30,000円 主幹 25,000円	異	支給金額	23,650千円	437,963円
宿日直手当	宿直または日直勤務をした場合に支給 勤務1回につき、4,400円 ※1月1～3日、12月29～31日については、 勤務1回につき、10,000円	異	年末年始の金額	1,150千円	9,200円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 参事・課長（休日） 10,000円 専門員・副課長（休日） 8,000円 主幹（休日） 6,000円 参事・課長（休日6時間以上） 15,000円 専門員・副課長（休日6時間以上） 12,000円 主幹（休日6時間以上） 9,000円 参事・課長（平日深夜） 5,000円 専門員・副課長（平日深夜） 4,000円 主幹（平日深夜） 3,000円	同	同	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	739,000円		(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副市町村長	630,000円		920,000円	/	580,800円	
報酬	議長	318,000円		499,000円	/	252,000円	
	副議長	260,000円		430,000円	/	202,000円	
	議員	244,400円		400,000円	/	174,000円	
期末手当	市区町村長	(3年度支給割合)					
	副市町村長	4.3月分					
退職手当	議長	(3年度支給割合)					
	副議長	4.3月分					
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.35×1.15		14,277,480円		任期ごと	
備 考	副市町村長	給料月額×在職月数×0.21×1.15		7,302,960円		任期ごと	
	備 考	※支給額については埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例による					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

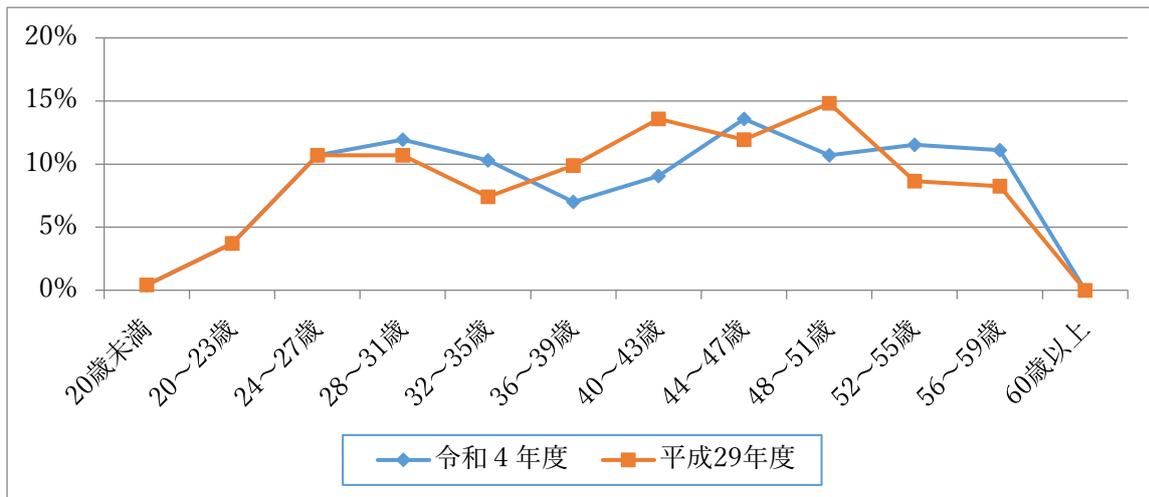
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和3年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	人 員 配 置 の 見 直 し
		総 務	54	53	-1	
		税 務	19	19	0	
		民 生	64	63	-1	
		衛 生	18	19	1	
		農 林 水 産	7	7	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	16	17	1	
	計		186	186	0	<参考> 人口1万当たり職員数 56.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 52.42人)
	教 育 部 門		34	34	0	
消 防 部 門						
小 計		220	220	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.87人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 66.17人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		10	10		
	そ の 他		13	13		
	小 計		23	23	0	
合 計		243 [332]	243 [332]	0 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 73.86人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	26人	29人	25人	17人	22人	33人	26人	28人	27人	0人	243人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	184	182	183	186	186	186	2 (1.1%)
教育	35	36	34	33	34	34	▲1 (▲2.9%)
普通会計計	219	218	217	219	220	220	1 (0.5%)
公営企業等会計計	24	23	23	23	23	23	▲1 (▲4.2%)
総合計	243	241	240	242	243	243	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	708,094千円	69,399千円	58,763千円	8.3%	8.6%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,765千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3 年度	10 人	39,492 千円	3,576 千円	15,317 千円	58,385 千円	5,839 千円	6,028 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
毛呂山町	42.7 歳	322,578円	486,539円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492円	501,390円
事 業 者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

毛呂山町	団体平均
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,392千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,457千円
（3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 （1.35）月分 （0.90）月分	—
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3%～20%	—

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

毛呂山町	団体平均
（支給率） 自己都合 20年 19.6695月分 応募認定・定年 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額 該当なし 23,614千円	1人当たり平均支給額 22,391千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			1,226千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			111,455円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
町内全域	3%	11人	3%

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		14千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		2,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		64%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価
緊急出勤手当	水道課	漏水事故等に対応するため週休日または休日に緊急出勤した場合	14千円	1件当たり500円 年末年始 加算日額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	324千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	46千円
支給実績（2年度決算）	417千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	46千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 満16～22歳の子に対する加算 月額5,000円	同	同	231千円	77,000円
住居手当	借家居住者 月額の家賃が月額16,000円を超えるとき 最高支給限度額 月額28,000円	同	同	462千円	231,000円
通勤手当	交通機関等を利用（2km以上） 運賃等相当額 （1月あたり月額55,000円を限度） 交通用具を使用（2km以上） 距離に応じた額 （月額2,000円～31,600円）	同	同	184千円	30,667円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に次の月額を支給 参事 55,000円 課長 50,000円 専門員 40,000円 副課長 30,000円 主幹 25,000円	異	支給金額	1,135千円	378,333円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 参事・課長（休日） 10,000円 専門員・副課長（休日） 8,000円 主幹（休日） 6,000円 参事・課長（休日6時間以上） 15,000円 専門員・副課長（休日6時間以上） 12,000円 主幹（休日6時間以上） 9,000円 参事・課長（平日深夜） 5,000円 専門員・副課長（平日深夜） 4,000円 主幹（平日深夜） 3,000円	同	同	0千円	0円